

# 山梨県公報

号外第三十号

平成二十八年

五月十一日

水曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程……………一
- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる  
政見放送の回数……………三
- 山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事  
業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送  
の回数……………三
- 直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間……………三

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤 秀仁

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号(は)中「専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。)」に改める。

### 附則

この規程は、平成二十八年五月十三日から施行する。

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条  
第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤 秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県北杜市第一支部	浅川力三	深沢袈裟雄	北杜市高根町五町田三〇五	平成二十八年四月十日	平成二十八年四月二十日
名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
おおさか維新の会衆議院山梨県第1選挙区支部	小沢鋭仁	柴田 寧	甲府市德行二一六二八	平成二十八年四月二十六日	平成二十八年五月二日
国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員（現職）		
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	小沢 鋭 仁				

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
野中くにもと後援会「幹樹会」	野 中 國 幹	川 崎 弘 夫	南アルプス市平岡一六二八	平成二十八年四月二十一日	平成二十八年四月二十一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党甲府市支部			甲府市丸の内三一四一〇	平成二十八年四月十八日	平成二十八年四月二十五日
旧				甲府市大和町二二二一		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
宏悠会	森屋 治男	森屋 守利	上野原市大野四七八六	平成二十八年三月三十日	平成二十八年三月二十日
維新の党山梨県総支部	小野 次郎	石原 秀一	甲府市丸の内二三三夕チバナビル三階	平成二十八年三月二十七日	平成二十八年四月二十一日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
-----	-------	-----------	------------	-------	-------	-------

野 中 國 幹	南アルプス市議会 議員	野中くにもと後援会「幹樹 会」	南アルプス市平岡一六二八	野 中 國 幹	平成二十八年 四月二十一日	平成二十八年 四月二十一日
---------	----------------	--------------------	--------------	---------	------------------	------------------

**山梨県選挙管理委員会告示第二十三号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。  
平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 成 澤 秀 仁

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームソレイユ甲府	山梨県甲府市西高橋町二百七十七番

**山梨県選挙管理委員会告示第二十四号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第二条第七項の規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成二十五年山梨県選挙管理委員会告示第十七号）は、廃止する。  
平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 成 澤 秀 仁

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	一	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	二	ラジオ放送	

**山梨県選挙管理委員会告示第二十五号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第二条第七項の規定により、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成二十五年山梨県選挙管理委員会告示第十八号）は、廃止する。  
平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 成 澤 秀 仁

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	一	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	二	ラジオ放送	

**山梨県選挙管理委員会告示第二十六号**

山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、平成二十八年五月二十六日から参議院議員通常選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。  
平成二十八年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 成 澤 秀 仁

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番